

## 令和8年度 生活指導の方針・体制

八王子市立由木中央小学校

### < 目 標 >

人権尊重を基として、より安全に安心して学校生活をおくるために、集団の中の一員として、自分を見つめ相手の立場やよさを認め合える人間性豊かな児童を育てる。

- ① 集団生活に必要な基本的な生活習慣の定着を図り、互いに認め合い、励まし合える人間関係を育てる。
- ② 児童理解に努め、一人一人、個に応じた指導を行い、全ての児童が楽しい学校生活をおくれるようにする。
- ③ 物事に対する判断力や行動力を培う。

### < 指導実践の方法 >

- ① 全職員教員間の報告・連絡・相談を怠らず、共通理解し、教職員全員で指導に当たる。
- ② 児童の個性や、能力の伸長を図り、心身の発達に応じて、具体的な指導を行う。
- ③ 目標の徹底を図るため、月毎の目標を達成させるために、具体目標を各学級で設定し、日々の生活の中で計画的に指導する。
- ④ 休み時間の安全指導は、週番の学年が危険箇所・校舎内を分担して見回り、気が付いたことを記録に残し、次の週番に引き継ぐようにする。安全指導や児童の様子で挙がった課題をふまえ、次週の生活指導夕会で提案し、よい点や課題を各学級で指導できるようにする。
- ⑤ 児童の安全のため、下校指導、昇降口の戸締まりは、週番学年が一斉に行う。
- ⑥ 生活指導上の問題点は生活指導夕会を利用して報告し合い、全教職員間で共通理解を図る。
- ⑦ PTA と協力し、年度や学期の始め・長期休業明けなど、児童の生活に変化が生じる月を中心として生活リズム表に取り組み、保護者にも規則正しい生活に対する意識を高めてもらえるようにする。
- ⑧ 学期1回のふれあい月間（6月・11月・2月）に、全児童を対象にアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・解決に努める。また、高学年では、毎月いじめに関する簡易アンケートを実施し、児童間の関係を把握できるようにする。
- ⑨ 5年生はSCとの全員面談を実施し、SCと相談しやすい環境を整え、いじめをはじめ、問題行動の未然防止と早期発見・対応を図る。
- ⑩ いじめ対策委員会及びいじめ認知のための支援タイムにて児童の状況について把握、確認し、組織的対応する。
- ⑪ 校内委員会を充実させ、児童の問題行動や支援体制について情報を共有し、その状況・程度によっては、SCをはじめ、外部機関（子ども家庭支援センター・八王子市教育センター・児童相談所・病院等）と連携し対応する。

## 令和8年度 体罰防止のための取組

- ① 「体罰や不適切な指導・行き過ぎた指導はしない。させない。許さない。」という教職員研修を実施。
- ② 教職員全員が「体罰セルフチェックシート」を毎月記入する。
- ③ 教職員全員が、体罰が人格を否定する行為であることを学び、体罰防止のための標語を考え、意識して指導にあたる。
- ④ 子供たちや保護者たちからの相談活動が促進されるように、スクールカウンセラーをはじめ教職員全員が相手の気持ちに真摯に寄り添い、丁寧に対応する。